

新旧対照表

改正案	現行
<p>第1 通則</p> <p>新しい公共支援事業交付金（<u>平成22年度一般会計補正予算及び平成23年度一般会計補正予算（第3号）</u>により国から交付された新しい公共支援事業交付金。以下「交付金」という。）により都道府県に造成された基金（以下「支援事業基金」という。）の管理、運用、取崩し等及び支援事業基金を活用して行われる事業（以下「支援事業」という。）については、この要領の定めるところによるものとする。なお、この要領は支援事業の仕組み、手続きを中心とした必ず守るべき基本事項等を定めたものである。支援事業の実施に当たっては、この要領と併せて、支援事業の基本的な考え方、配慮すべき重要事項、具体的な方法等を示した<u>平成23年12月5日付け府政経シ第324号内閣府政策統括官（経済社会システム担当）通知の別紙「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン」</u>を指針として、制度の運用を図るものとする。</p> <p>第4 支援事業基金の運営</p> <p>1 支援事業基金の造成</p> <p>都道府県は、<u>平成23年2月16日付け府政経シ第38号内閣府事務次官通知の別紙「新しい公共支援事業交付金交付要綱」</u>及び<u>平成23年12月22日付け府政経シ第335号内閣府事務次官通知の別紙「平成23年度新しい公共支援事業交付金交付要綱」</u>（以下「要綱」という。）に基づき、国からの交付金を受けて支援事業基金を造成するものとする。</p>	<p>第1 通則</p> <p>新しい公共支援事業交付金（以下「交付金」という。）により都道府県に造成された基金（以下「支援事業基金」という。）の管理、運用、取崩し等及び支援事業基金を活用して行われる事業（以下「支援事業」という。）については、この要領の定めるところによるものとする。なお、この要領は支援事業の仕組み、手続きを中心とした必ず守るべき基本事項等を定めたものである。支援事業の実施に当たっては、この要領と併せて、支援事業の基本的な考え方、配慮すべき重要事項、具体的な方法等を示した「<u>新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン</u>」(<u>平成23年2月3日付け府政経シ第31号</u>)を指針として、制度の運用を図るものとする。</p> <p>第4 支援事業基金の運営</p> <p>1 支援事業基金の造成</p> <p>都道府県は、<u>別に定める「新しい公共支援事業交付金交付要綱」</u>（以下「要綱」という。）に基づき、国からの交付金を受けて支援事業基金を造成するものとする。</p>

第5 支援事業の具体的な内容

1 (略)

2 事業内容等

(1)～(4) (略)

(5) 新しい公共の場づくりのためのモデル事業

① (略)

② 支援を受ける事業実施主体

モデル事業の事業実施主体は、地域からの提言等をもとに協働するNPO等及び都道府県・市区町村、又はNPO等及び都道府県・市区町村を構成員に含む協議体（以下「協議体」という。）とし、都道府県は、当該モデル事業を支援するのに必要な経費（以下「支援額」という。）を、事業実施主体である都道府県・市区町村又は協議体に助成することとする。ただし、東日本大震災に関する諸課題解決の取組（以下、「震災対応案件」という。）のうち、⑩のアのbのiに定める申請方法に基づくものは、NPO等が事業実施主体となることができるものとし、この場合、支援額を事業実施主体であるNPO等に助成することとする。事業実施主体である都道府県・市区町村、協議体及びNPO等は、事業実施主体の構成員であるNPO等に対し、経費の一部を助成することができることとする。

③ モデル事業の選定要件

ア (略)

イ NPO等と都道府県・市区町村は、当該モデル事業の実施にあたり、NPO等、行政、企業を可能な限り含む多様な担い手（その構成メンバーは概ね5団体以上の幅広い参画を目

第5 支援事業の具体的な内容

1 (略)

2 事業内容等

(1)～(4) (略)

(5) 新しい公共の場づくりのためのモデル事業

① (略)

② 支援を受ける事業実施主体

モデル事業の事業実施主体は、地域からの提言等をもとに協働するNPO等及び都道府県・市区町村、又はNPO等及び都道府県・市区町村を構成員に含む協議体（以下「協議体」という。）とする。なお、都道府県は、当該モデル事業を支援するのに必要な経費（以下「支援額」という。）を、事業実施主体である都道府県・市区町村又は協議体に助成することとする。また、事業実施主体である都道府県・市区町村及び協議体は、事業実施主体の構成員であるNPO等に対し、経費の一部を助成することができることとする。

③ モデル事業の選定要件

ア (略)

イ NPO等と都道府県・市区町村は、当該モデル事業の実施にあたり、多様な担い手（NPO等、企業、行政を可能な限り含む、その構成メンバーは概ね5団体以上の幅広い参画を

標とする。)が協働して、自ら地域の諸課題に当たるマルチステークホルダー・プロセスによる会議体(以下、「モデル事業を推進する会議等」という。)を立ち上げ、「新しい公共」による取組を進めるものであること。また、事業成果が一時的なものとならないように、当該モデル事業終了後もモデル事業を推進する会議等を活用した取組を継続させること。ただし、震災対応案件については、多様な担い手の構成メンバー数は、上記の目標数にとらわれずに、より柔軟に対応することができるものとする。

ウ (略)

④・⑤ (略)

⑥ モデル事業を支援するための額の制限

2の(5)のモデル事業における支援額の上限は、一のモデル事業につき原則1,000万円とする。(当該上限の範囲内において、複数回にわたり段階的に助成することも可能とする。)ただし、都道府県等の状況により、これによることが適当でない場合は、この限りではない。また、支援額の下限は、一のモデル事業につき概ね100万円とする。岩手県、宮城県及び福島県(以下「3県」という。)の震災対応案件については、各県の判断で支援額の制限を柔軟に変更できるものとする。

⑦ (略)

⑧ 経費の占める割合についての制限

事業実施主体は、それぞれ以下のア又はイのいずれかに分類することとする。その上で、一般枠及びNPO等支援重点化枠を含めた2の(5)のモデル事業の支援額の合計の上限は、2の

目標とする。)が協働して、自ら地域の諸課題に当たる仕組みによる会議体(以下「会議体」という。)を立ち上げ、「新しい公共」による取組を進めるものであること。また、事業成果が一時的なものとならないように、当該モデル事業終了後も会議体を活用した取組を継続させること。ただし、東日本大震災への対応の取組(以下、「震災対応案件」という。)については、多様な担い手の構成メンバー数は、上記の目標数にとらわれずに、より柔軟に対応することができるものとする。

ウ (略)

④・⑤ (略)

⑥ モデル事業を支援するための額の制限

2の(5)のモデル事業における支援額の上限は、一のモデル事業につき原則1,000万円とする。(当該上限の範囲内において、複数回にわたり段階的に助成することも可能とする。)ただし、都道府県等の状況により、これによることが適当でない場合は、この限りではない。また、支援額の下限は、一のモデル事業につき概ね100万円とする。

⑦ (略)

⑧ 経費の占める割合についての制限

事業実施主体は、それぞれ以下のア又はイのいずれかに分類することとする。その上で、一般枠及びNPO等支援重点化枠を含めた2の(5)のモデル事業の支援額の合計の上限は、2の

(1)から(5)及び(7)の事業費の合計の概ね2分の1とする。特別な理由があり、2の(5)のモデル事業の支援額の合計が2分の1を超える場合には、あらかじめ内閣府と協議を行うものとする。また、一般枠のモデル事業の支援額の合計の上限は、2の(1)から(5)及び(7)の事業費の合計の概ね3分の1とする。ただし、震災対応案件については、経費の占める割合についての上記2つの上限は適用せず、上限を超えた費用がやむを得ず必要となる場合には、都道府県配分額を超えない範囲で、上限を超えることができるものとする。また、この場合については、内閣府にその必要性を事後報告するものとする。

ア・イ (略)

⑨ 施設等の整備及び設備備品の購入

ア 本事業における施設等の整備や設備備品の購入は、当該経費の支出が支援事業の趣旨に合致し、さらに整備や購入が真に必要不可欠であり、事業終了後の扱いが明らかかつ確実な場合に限るものとし、上限額は原則として一のモデル事業につき当該モデル事業に係る経費の概ね2分の1以内とする。なお、特別な理由があり、これによらない場合は、内閣府と協議を行うものとする。

イ (略)

⑩ 実施手順

ア 支援申請

a 通常の支援申請

NPO等と都道府県・市区町村は連名で、または協議体を組織し、支援申請書(様式11)に関係書類を添えて、

(1)から(5)及び(7)の事業費の合計の概ね1/2とする。特別な理由があり、2の(5)のモデル事業の支援額の合計が1/2を超える場合には、あらかじめ内閣府と協議を行うものとする。また、一般枠のモデル事業の支援額の合計の上限は、2の(1)から(5)及び(7)の事業費の合計の概ね1/3とする。ただし、震災対応案件については、経費の占める割合についての上記2つの上限は適用せず、上限を超えた費用がやむを得ず必要となる場合には、都道府県配分額を超えない範囲で、上限を超えることができるものとする。また、この場合については、内閣府にその必要性を事後報告するものとする。

ア・イ (略)

⑨ 施設等の整備及び設備備品の購入

ア 本事業における施設等の整備や設備備品の購入は、当該経費の支出が支援事業の趣旨に合致し、さらに整備や購入が真に必要不可欠であり、事業終了後の扱いが明らかかつ確実な場合に限るものとし、上限額は原則として一のモデル事業につき当該モデル事業に係る経費の概ね1/2以内とする。なお、特別な理由があり、これによらない場合は、内閣府と協議を行うものとする。

イ (略)

⑩ 実施手順

ア 支援申請

支援を希望する都道府県・市区町村等は、支援申請書(様式11)に関係書類を添えて、都道府県に支援申請を行い、

都道府県に支援申請を行い、都道府県は提出された支援申請書を運営委員会に提出するものとする。

b 3 県の震災対応案件のための支援申請

i NPO等は、震災対応案件について3県に支援申請する場合、都道府県・市区町村との連名や協議体によらずに申請することができる。この場合、NPO等は、申請内容等についての行政からの推薦状を提出することとする。また、③のイに定めるモデル事業等を推進する会議等に行政が参画することとする。

ii 3県以外に事務所を置くNPO等が3県に支援申請する場合、3県に事務所を置く地元のNPO等と連携する等により申請する。この場合、3県以外の都道府県は、3県における審査等の円滑化を図るため、3県に対して必要な協力を行うこととする。

iii 各都道府県は、NPO等に対して県域を越えた応募のための支援（必要な情報提供、応募内容についての指導・助言等）を行うこととする。

イ 支援対象事業及び事業実施主体の選定

運営委員会は、アの支援申請書の審査を行い、支援対象とするモデル事業及び事業実施主体を選定する。事業内容が複数の都道府県にまたがる広域連携の案件については、関係する都道府県の運営委員会が相互に連携して対応する。ただし、震災対応案件については、東日本大震災の被災県等において、特に緊急を要する等やむを得ない場合、都道府県が運営委員会に代わり、上記の審査及び選定を行うことができるものと

都道府県は提出された支援申請書を運営委員会に提出するものとする。

イ 支援対象事業及び事業実施主体の選定

運営委員会は、アの支援申請書の審査を行い、支援対象とするモデル事業及び事業実施主体を選定する。

する。この場合、都道府県は運営委員会に対して事後報告を行わなければならない。

ウ 支援額の助成

都道府県は、運営委員会の選定を尊重して支援対象とするモデル事業および事業実施主体を決定し、都道府県・市区町村又は協議体に支援額を助成するものとする。ただし、震災対応案件について、NPO等が都道府県・市区町村との連名や協議体によらずに事業実施主体となった場合は、都道府県はNPO等に支援額を助成する。

エ (略)

(6)～(7) (略)

3～7 (略)

ウ 支援額の助成

都道府県は、運営委員会の選定を尊重して支援対象とするモデル事業および事業実施主体を決定し、都道府県・市区町村又は協議体に支援額を助成するものとする。

エ (略)

(6)～(7) (略)

3～7 (略)